

刑事訴訟規則等の一部を改正する規則の概要

第 1 経緯

この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 54 号）のうち、公布後 2 年を超えない範囲内において政令で定める日において施行される事項及び公布後 3 年を超えない範囲内において政令で定める日において施行される事項の施行に伴い、刑事訴訟規則、犯罪捜査のための通信傍受に関する規則及び少年審判規則の一部を改正するものである。

第 2 改正規則の概要

1 捜査・公判協力型協議・合意制度が導入されたことに伴う改正

- (1) 検察官において略式命令を請求する際、被告人以外の者との合意に基づく供述録取書等を差し出すときは、合意内容書面を差し出すものとし、合意内容書面を差し出す場合において、合意の当事者が合意から離脱しているとき又は差出し後略式命令発令前に合意から離脱したときは、法 350 条の 10 第 2 項の書面を差し出すものとする（第 289 条の一部改正）
- (2) 裁判所が略式命令請求に対し通常の規定に従い審判をする旨の通知又は正式裁判請求の通知をするときに、直ちに検察官に返還すべき書類には合意内容書面及び法 350 条の 10 第 2 項の書面が含まれるものとする（第 293 条の一部改正）
- (3) 法改正に伴う形式的な改正を行うこと（第 28 条，第 28 条の 3，第 44 条，第 222 条の 11 から第 222 条の 18 までの一部改正）

2 刑事免責制度が導入されたことに伴う改正

- (1) 免責請求に対する決定を公判調書，公判前整理手続調書，期日間整理手続調書の必要的記載事項とするとともに，免責決定の上で証人尋問を行ったこ

(資料7)

- とを証人尋問調書及び公判調書の必要的記載事項とすること（第38条，第44条，第217条の15，第217条の29の一部改正）
- (2) 免責請求に対する決定は，公判期日前にする場合においても，送達を要しないものとする（第107条の2の一部改正）
- (3) 証人尋問前に免責決定をした場合は尋問開始時に，証人尋問中に免責決定をした場合はそれ以後の尋問前に，それぞれ，免責決定及び法147条の証言拒絶権の内容を証人に対して告げるものとする（第121条の一部改正）
- (4) 法改正に伴う形式的な改正を行うこと（第38条，第44条，第52条の19，第107条の2，第134条，第202条，第210条の7の一部改正）

3 ビデオリンク方式による証人尋問が同一構内以外の場所に拡充されたことに伴う改正

- (1) 同一構内以外の場所においてビデオリンク方式による証人尋問を行ったことを証人等の尋問調書の必要的記載事項とすること（第38条の一部改正）
- (2) 同一構内以外の場所においてビデオリンク方式による証人尋問を行ったこと及び法第292条の2第1項の規定による意見の陳述をさせたことを公判調書の必要的記載事項とすること（第44条の一部改正）
- (3) 同一構内以外の場所においてビデオリンク方式により，証人尋問又は法第292条の2第1項の規定による意見の陳述を行う旨の決定は，公判期日前にする場合においても，送達を要しないものとする（第107条の2，第210条の7の一部改正）
- (4) 法第157条の6第2項に規定する同一構内以外にある場所であって裁判所規則で定めるものは，同一構内以外の場所におけるビデオリンク方式による証人尋問等に必要な装置の設置された他の裁判所の構内にある場所と

(資料7)

すること（第107条の3の新設，第210条の7の一部改正）

- (5) 同一構内以外の場所におけるビデオリンク方式による証人尋問は，同尋問に必要な装置の設置された他の裁判所に出頭した証人が召喚を受けていない場合であっても行い得るものとする（第113条の一部改正）
- (6) 受命，受託裁判官が証人を尋問する場合においても107条から109条までの手続は裁判所において行うことを定められているところ，107条の3を除外する旨を明示すること（第127条の一部改正）
- (7) 同一構内以外の場所におけるビデオリンク方式によるときを，裁判長において証人等が特定の傍聴人の前で十分な供述をすることができないと思料するときは当該傍聴人を退廷させることができる場合に含めること（第202条の改正）
- (8) 法改正及び本規則改正に伴う形式的な改正を行うこと（第38条，第44条，第52条の19，第107条の2，第134条の一部改正）

4 通信傍受規則

- (1) 新たに導入される一時的保存命令方式（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第20条）又は特定電子計算機を用いた方式（同法第23条）によることの裁判官の許可を請求する際は，傍受令状請求書に必要な事項を記載するものとする（第3条の一部改正）
- (2) 一時的保存命令方式又は特定電子計算機を用いた方式によることについて裁判官の許可を請求する際は，その請求が相当であることを認めるべき資料を提供するものとする（並びに指定期間における傍受の実施の場所及び指定期間以外の期間における傍受の実施の場所をそれぞれ定める旨の申立てをする際は，その申立てが相当であることを認めるべき資料を提供するものとする）（第4条の一部改正）
- (3) 特定電子計算機を用いた方式によることの許可をするときは，傍受令状

(資料7)

に必要な事項を記載するものとする事 (第5条の一部改正)

- (4) 一時的保存命令方式により傍受をした場合についても、立会人が記録媒体を封印するときは、封印上に、封印した年月日時を記載して署名押印しなければならないものとする事 (第8条の一部改正)
- (5) 特定電子計算機を用いた方式による傍受に係る原記録を提出する場合は、傍受の原記録と同時に提出すべき書面にその旨を記載するものとする事 (第9条の一部改正)
- (6) 一時的保存命令方式又は特定電子計算機を用いた方式による傍受をした場合は、傍受実施状況報告書に必要な事項を記載するものとする事 (第11条の一部改正)
- (7) 法改正に伴う形式的な改正を行う事 (第1条, 第5条, 第8条, 第9条, 第11条から第17条まで)